

福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全の確保を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関（以下「金融機関等」という。）の親族住居用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、交付金要綱において使用する用語の例による。

(補助金交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費等は、別表第1のとおりとする。

2 次に掲げる事業は、補助対象外とする。

- (1) 現に居住の用に供していない危険住宅の移転
- (2) 土砂災害警戒区域への移転

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本人同意に基づく個人情報の目的外利用により必要な情報を収集できる等の理由で市長が添付を不要と認めた場合は、当該書類の一部の添付を省略することができる。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助対象者)

第4条の2 補助の対象とする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市税の滞納がない者

(1) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（条件の承諾）

第4条の3 申請者は、危険住宅の敷地の所有者である場合、次に掲げる条件を承諾し、遵守しなければならない。危険住宅の敷地の所有者でない場合、危険住宅の敷地の所有者から次に掲げる条件を承諾し、遵守することの同意を得なければならない。

(1) 危険住宅の除却後、危険住宅移転事業跡地に住居の用に供する建築等をしないこと。

(2) 広島県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条の規定により、福山市が当該跡地に同要綱別記様式第14号による標識（以下「標識」という。）を設置することについて承諾すること。

(3) 標識の設置場所については、敷地内の見易い場所となるよう、福山市と協議すること。

(4) 標識を設置する土地の部分については、無償で福山市に貸与すること。

(5) 標識は、事業完了後10年以上設置するものとし、当該期間経過後に撤去する際は、予め福山市と協議し、承諾を得ること。また、撤去費用については、福山市は負担しないものとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するための必要な条件を付することができる。

（変更申請等）

第6条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた者（以下「移転実施者」という。）が当該決定を受けた事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに福山市がけ地近接等危険住宅移転事業変更承認申請書（別記様式第5号）に変更事項を記載のうえ、市長に提出し承認を受けなければならない。

2 移転実施者は、前条第1項の規定による決定を受けた事業（前項の規定による承認があった場合は、当該承認を受けた変更後のもの。以下「交付決定事業」という。）を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに福山市がけ地近接等危険住宅移転事業取りやめ届（別記様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の補助金の変更承認に当たって、補助金の交付の目的を達成するための必要な条件を付することができる。

(事業着手届等)

第7条 移転実施者は、交付決定事業に着手しようとするときは、事業着手届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 移転実施者は、前項の規定による事業着手届に付した工期内に交付決定事業が完了することが困難となった場合は、遅滞なくその事由を付して市長に報告しその指示を受けなければならない。

(事業実施報告)

第8条 移転実施者は、交付決定事業が完了したときは、移転事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末までのいずれか早い日までに、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(別記様式第8号)に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書を提出しようとする者のうち、第4条第2項ただし書の規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、消費税仕入控除税額が明らかとした上で、消費税仕入控除税額を補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、報告書の内容の審査及び現地調査等を行い、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書(別記様式第10号)により移転実施者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた移転実施者は、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(別記様式第11号)を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、移転実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 金融機関等の貸付けの取消しがあったとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 前項の規定は、交付決定事業について第9条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第12号）により移転実施者に通知するものとする。

（返還命令）

第12条 市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（別記様式第13号）により補助金の返還を命じるものとする。

（指導監督）

第13条 市長は、移転実施者に対し、交付決定事業に関する報告を求め、必要に応じて指示を行い、交付決定事業の実施について、職員に必要な検査をさせることができる。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和58年7月1日から施行し、昭和58年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和59年7月1日から施行し、昭和59年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和62年8月1日から施行し、昭和62年度の事業分から適用する。

この要綱は、昭和63年7月1日から施行し、昭和63年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成元年7月1日から施行し、平成元年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成3年5月1日から施行し、平成3年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成4年8月1日から施行し、平成4年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成6年7月1日から施行し、平成6年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成9年5月1日から施行し、平成9年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成10年4月8日から施行し、平成10年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成16年5月1日から施行し、平成16年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成21年6月24日から施行し、平成21年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年度の事業分から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の事業分から適用する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度の事業分から適用する。

この要綱は、令和元年11月27日から施行し、令和元年度の事業分から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の事業分から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の事業分から適用する。

別表第1（第3条関係）

	経費区分	補助限度額	補助事業の内容
移転に要する経費	危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	危険住宅の除却に要する費用については、1戸当たり国が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）については1戸当たり975千円を限度とする。※1	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を補助する。
	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費 (建物助成費)	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。※1※2	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設または購入（土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入額利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を補助する。

※1 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする

※2 「都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域であって、浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域」における住宅の新築は、原則として支援対象外とする。

別表第2（第4条関係）

	書類名	除却等費		建物 助成費
		除却 工事費	動産 移転費等	
(1)	危険住宅の付近見取図、配置図、各階平面図、現況外観写真等		○	
(2)	危険住宅に係る建築確認通知書の写し、その他当該住宅の建築年月日が分かるもの		○	
(3)	住民票の写し、その他危険住宅への居住の実態が証明できるもの		○	
(4)	危険住宅の除却等に要する費用の見積書	○	○	—
(5)	資金計画書（別記様式第2号）		○	
(6)	危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書、その他同等と認められる書類		○	
(7)	暴力団等に該当する者ではない旨の誓約書		○	
(8)	市税完納証明書		○	
(9)	危険住宅に代わる住宅の付近見取図		○	
(10)	危険住宅に代わる住宅の配置図及び各階平面図	—	—	○
(11)	危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修に要する費用の見積書	—	—	○
(12)	金融機関等が作成した借入利子相当額の計算表	—	—	○
(13)	消費税仕入税額控除確認書		○	
(14)	補助条件の承諾に関する誓約書		○	
(15)	その他市長が必要と認めるもの		○	

別表第3（第8条関係）

	書類名	除却等費		建物 助成費
		除却 工事費	動産 移転費等	
(1)	危険住宅を除却したことが分かる写真 (施工前及び施工後)	○		
(2)	危険住宅の除却等に係る契約書の写し	○	○	—
(3)	危険住宅の除却等に要した経費の請求書及び領収書の写し	○	○	—
(4)	危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し	—	—	○
(5)	危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書及び領収書の写し	—	—	○
(6)	移転事業に係る資金調達書 (別記様式第9号)	○		
(7)	危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修に要する資金を借入れた金融機関等との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該機関より建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金相当額の計算表	—	—	○
(8)	清算設計書（費用の内訳が分かるもの）	○		
(9)	住民票の写し、その他危険住宅に代わる住宅への居住の実態が証明できるもの	○		
(10)	危険住宅に代わる住宅及びその敷地の登記事項証明書、その他同等と認められる書類 (実績報告日の3カ月以内に交付されたものに限る。)	—	—	○
(11)	危険住宅に代わる住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に基づく検査済証の写し、その他同等と認められる書類	—	—	○

(12)	危険住宅に代わる住宅の工事写真 (施工前、施工中及び施工後) (新築する場合に限る。)	—	—	○
(13)	その他市長が必要と認めるもの	○		